

盛土規制法に関する説明会

1. 盛土規制法の概要
2. 規制区域について
3. 許可申請の手続きについて
4. Q&A



県ホームページ



福岡県 建築都市部 開発・盛土指導課

規制対象行為

Q1 公共事業はすべて盛土規制法の規制対象外となるのか。

(A) 盛土規制法第2条に定める道路等の公共施設用地で行う工事は、盛土規制法の規制対象外となります。

それ以外の公共事業（庁舎や図書館の建設等）における盛土等は規制対象となります。

※盛土規制法で定める公共施設

- ・道路、公園、河川
- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設
- ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設
- ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

< 4 . Q&A >

規制対象行為

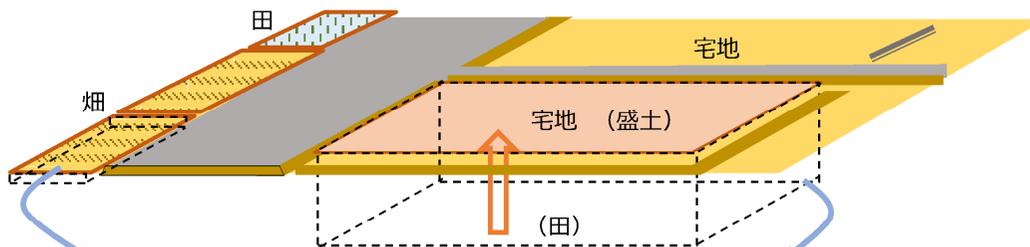
出典：国土交通省説明資料

Q2 窪地を埋める場合も規制対象となるのか。

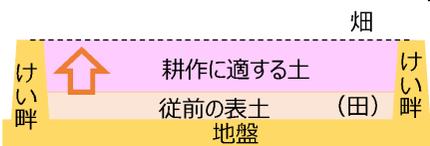
(A) 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはならないものと考えます。

事例① 窪地を四方の高さに合わせて嵩上げするケース（規制対象とはならないものと扱うことが可能な工事）

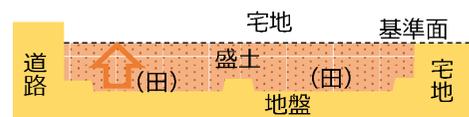
【四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合】



〔田に畦畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合〕

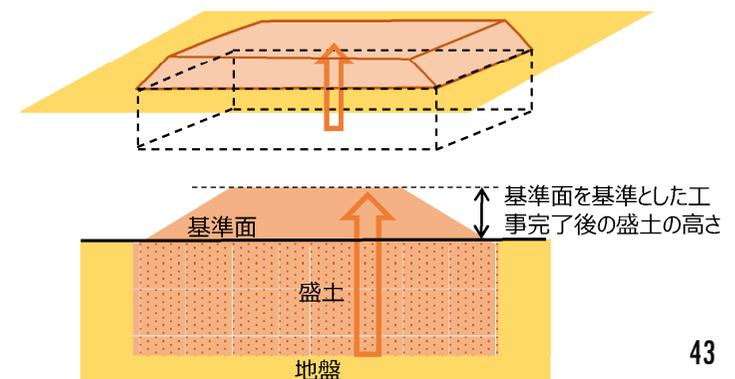


〔四方の土地で最も低い土地の高さまで嵩上げする場合〕



【四方の土地より少し高く盛土をする場合】

窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面（基準面）を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要と考える。



公共事業の扱い

Q3 「農業用ため池」は公共施設として規制対象外となっているが、その用途を廃止し、埋め立てる工事も規制対象外となるのか。

(A) 公共施設を公共施設以外の用途（宅地、農地等）にするために規制対象規模の盛土等を行う工事は、規制対象になります。

そのため、公共施設としての農業用ため池の用途を廃止して、公共施設以外の用途にするために盛土や切土等を行う場合も、規制対象となります。

Q4 地方公共団体による残土処分場の整備は、規制対象となるのか。

(A) 残土処分場については、地方公共団体が整備する場合であっても規制対象となります。

営農行為の範囲等

Q5 自然災害により被災した宅地や農地等の土地を原状回復する場合（応急措置ではないもの）は規制対象となるのか。

(A) 自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為は、盛土規制法の規制対象となる土地の形質の変更には該当しないと考えられるため、規制対象となりません。

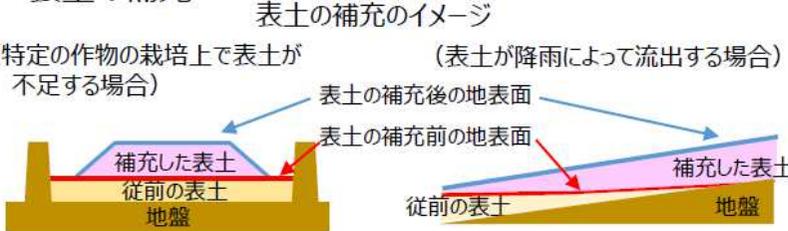
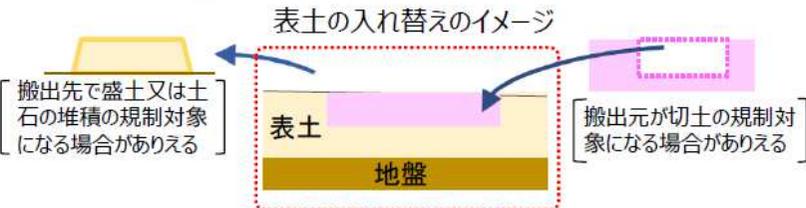
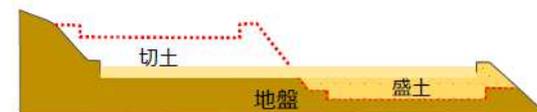
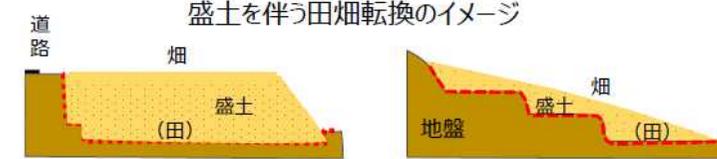
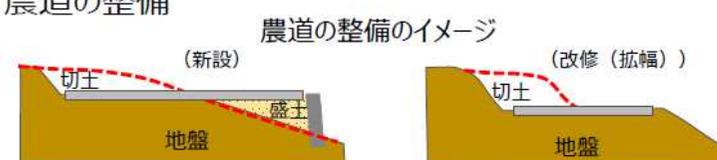
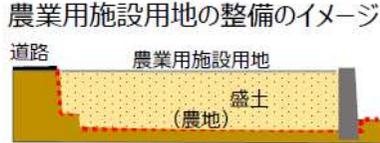
Q6 「通常の営農行為」は規制対象外としているが、法令のどの規定に基づくものか。

(A) 農地等における生産活動及びほ場管理活動である通常の営農行為は、土地利用のための土地の形質を維持する行為であり、災害の危険性が生じる行為ではないため、法に規定する「土地の形質の変更」に該当しない行為と考えます。※次頁を参照

< 4 . Q&A >

営農行為の範囲等

出典：国土交通省説明資料

区分	土地の形質の維持に該当する行為 (通常の営農行為) →規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 →盛土等の規模によって規制対象
行為の例	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 耕起、代かき、整地、畝立て ➤ けい畔の新設・補修・除去 ➤ 土壌改良材 (基肥、たい肥等) の投入 ➤ 表土の補充 <div style="text-align: center;"> <p>表土の補充のイメージ</p> <p>(特定の作物の栽培上で表土が不足する場合) (表土が降雨によって流出する場合)</p>  </div> ➤ 表土の入れ替え <div style="text-align: center;"> <p>表土の入れ替えのイメージ</p>  </div> ➤ 農業用暗きょ排水の新設・改修 ➤ 樹園地における樹木の改植 ➤ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生 (抜根、整地等) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ほ場の大区画化・均平・勾配修正 ほ場の大区画化・均平のイメージ  ➤ 盛土を伴う田畑転換 盛土を伴う田畑転換のイメージ  ➤ 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 ➤ 農道の整備 農道の整備のイメージ  ➤ 農業用施設用地の整備 農業用施設用地の整備のイメージ 
備考	<p>農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復をする行為は、土地の形質の維持に該当する行為のため規制対象外。</p>	

< 4 . Q&A >

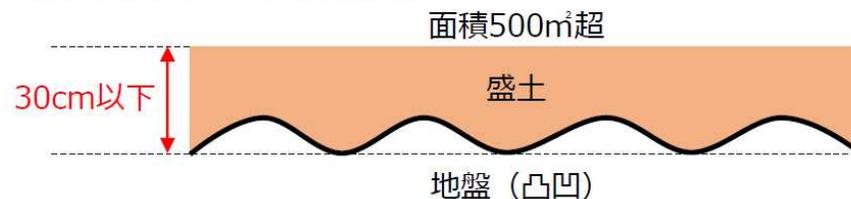
許可不要工事

Q7 高さ2m以下で標高差30cm以下となる盛土等は、面積に関わらず許可不要とのことだが、具体的にはどのような盛土等なのか。

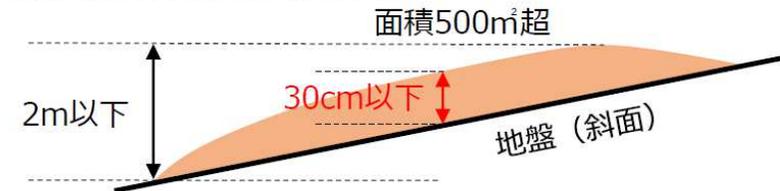
(A) 省令8条9号により、高さが2m以下であって盛土等をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土等は許可不要としています。

この2m以下の「高さ」とは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差です。盛土等をする前後の地盤面の「標高の差」とは、同一位置における盛土等の前後の標高差（盛土等の鉛直方向の厚さ）です。

【許可不要となる工事例①】



【許可不要となる工事例②】



既存擁壁のやり替え

Q8 既存擁壁のやり替えについては、土地の形質の変更に該当しないと判断されるか。また、擁壁の構造について技術的基準への適合を求めるのか。

(A) 位置や高さが変わらない既存擁壁の通常の改修等であれば、規制対象外として技術的基準への適合は求めないものと考えますが、改修等の前後の構造が大きく変わる場合には規制対象になり技術的基準への適合を求める場合も考えられます。



参考例

許可不要工事（採石法関係）

Q9 採石法33条の認可を受けた者が行う当該認可に係る工事等は、盛土規制法については許可不要とのことであるが、当該認可事業区域外の盛土（製品置き場等）も許可不要となるか。

(A) 採石法の認可事業区域内の盛土は、政令5条3号により、「災害の発生のおそれがないと認められる工事等」として許可不要としています。

ただし、採石法の認可事業区域外の盛土で、規制対象の規模以上の一時的な堆積は許可・届出の対象となります。

(参考)

屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積は許可・届出の対象となりません。

相談・申請窓口について

相談・申請窓口は、福岡県庁 開発・盛土指導課になります。
 ※北九州市、福岡市、久留米市の区域については、各市が所管となりますので、各市にお問い合わせください。

管轄		担当部署	所在地	電話
福岡県内 (下記3市以外)		福岡県建築都市部 開発・盛土指導課 盛土規制係	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7	092-643-3762
(参考)	北九州市	北九州市都市戦略局 計画部 開発指導課	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号	093-582-2644
	福岡市	福岡市住宅都市みどり局 建築指導部 開発・盛土指導課	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号	092-707-3902
	久留米市	久留米市都市建設部 都市計画課	〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3	0942-30-9343